

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第4項各号列記以外の部分中「, 第2項の規定により兼職されたものとみなされる職員にあつては第3号に掲げる事務に」を削り, 「第10号」を「第9号」に, 「第11号」を「第10号」に, 「, 第2号, 第4号」を「から第3号まで」に, 「第9号」を「第8号」に改め, 同項中第3号を削り, 第4号を第3号とし, 第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ, 同項第8号中「の受理, 転出証明書の作成及び交付並びに住民票の消除」を削り, 同号を同項第7号とし, 同項中第9号を第8号とし, 第10号を第9号とし, 第11号を第10号とする。

附 則

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)